

「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与に係るガイドライン 改定のポイント

資料1-1

令和2年4月 改定の基本方針

○現在、文部科学省において、「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与を実施しているところ、今後EBPMを推進する観点から、個票データ等がより一層活用され、多様な研究の進展とその成果の教育施策等への還元を促進するために、毎年、悉皆調査である「本体調査個票データ」に加え、「経年変化分析調査個票データ」、「保護者に対する調査個票データ」も、適切に貸与を実施していく観点から、今般以下のとおり改定することとする。

○情報セキュリティに関する記載の修正。

令和2年4月 主な改定内容

(1) 個票データの追加（経年変化分析調査、保護者に対する調査）

○「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与の対象は、毎年、悉皆で実施している「本体調査」のみ。

「全国学力・学習状況調査」の「本体調査個票データ」に加え、「経年変化分析調査個票データ」、「保護者に対する調査個票データ」も同様の枠組みで貸与する。

※「経年変化分析調査」、「保護者に対する調査」は3年に1回程度の抽出調査である。「保護者に対する調査」、文部科学省の委託事業でのみ使用していた。

(2) 情報セキュリティに関する記載の修正

○利用申出に対する審査基準、組織的管理措置の中で、「(ii)所属機関が、情報セキュリティマネジメントシステムを実践していること」に加え、詳細な具体を要件としており、大学の規程で対応箇所が明確とならない場合がある

具体例として扱う

「具体的には、情報システムで扱う情報を全てリストアップした上で、安全管理上の重要度に応じて分類を行い、常に最新の状態を維持するとともに、リストアップした情報をリスク分析し、その結果得られた脅威に対して適切な対策を行っていること等。

令和2年度の予定

- 4～5月 令和2年度 第一次利用申出→審査→貸与
- 9月～12月 令和2年度 第二次利用申出→審査→貸与
- 12月～2月 令和2年度 第三次利用申出→審査→貸与